



## 鈴鹿市マイナンバーカードセンターをご利用ください

本市では、マイナンバーカードに関する各種手続きができる鈴鹿市マイナンバーカードセンターを設置しています。ぜひ、ご利用ください。



マイナンバー  
マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

5月末時点の鈴鹿市のカード交付枚数は、6万7,524枚で、人口当たりの交付率は33.78%です。(県内の交付率は31.47%、国の交付率は31.72%)

### 鈴鹿市マイナンバーカードセンター

マイナンバーカードの受け取り(要事前予約)のほか、電子証明書の更新、暗証番号の再設定、券面の記載事項変更など、マイナンバーカードに関する各種手続きができます。

と き 平日(水曜日を除く):10時~18時  
土・日曜日:9時~17時

※火曜日は19時まで窓口を開設しています。

休業日 水曜日、第1・第3土曜日とその翌日(日曜日)、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

ところ 鈴鹿ハンター2階(算所2-5-1)

問合せ ☎382-1213



### 交付申請サポートを行っています

職員が顔写真の撮影のほか、申請書記載のお手伝いを行っています。

対象 市内に住民登録がある方

と き 平日10時~17時(上記休業日を除く)

ところ 鈴鹿市マイナンバーカードセンター

※マイナンバーカードの発行は、申請後2カ月程度かかります。受け取りまでに市外転出を予定している方は、転出先市区町村で申請してください。



要予約

### マイナンバーカードの受け取り

申請受付後、カード交付の準備が整い次第、申請者へ交付案内(茶色の窓あき封筒)を郵送します。案内が届いた方は、必ず予約の上、ご自身が交付場所までお越しください(15歳未満の方は親権者と一緒にお越しください)。

予約方法 予約専用コールセンター(☎358-1600 平日 8時30分~17時15分)またはWEB予約システム(🏠 <https://suzuka.secure.force.com/>)で予約できます。

持ち物 本人確認書類、個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書 など

※市から送付された交付案内を必ず確認し、必要書類をお持ちの上、予約した交付場所までお越しください。

#### 引っ越しや結婚をしたときは

マイナンバーカードをすでにお持ちの方で、引っ越しや結婚などにより券面事項が変更になった場合は、必ず戸籍住民課(市役所本館1階15番窓口)または鈴鹿市マイナンバーカードセンターで手続きをお願いします。

市外に転出する場合は、転入先の市区町村で継続利用の手続きが必要です。所定の期間内に継続利用の手続きをしないとマイナンバーカードが失効しますので、ご注意ください(この場合、カードの再発行は有料です)。